いじめ自殺裁判一覧

	事件概要				被告		裁判結果			参考資料
No.	自殺行為日 学校	被害者	遺書	暴力	学校 設置者	生徒 保護者	判決	結果	主な内容	判時:判例時報 判タ:判例タイムズ 判自:判例自治
1	1975/11/20 新潟県加茂市 県立農林高校	男(高 4)		有	○	○	1981/10/27 新潟地裁	棄却	・加害者らの行為と自殺との因果関係認定 ・自殺の予見可能性否定	判時 1031 号 158 頁 判タ 456 号 74 頁
2	1980/9/16 大阪府高石市 市立中学校	男(中 1) 中尾隆彦君		有	○	○	1986/3/31 大阪地裁 堺支部	和解	・この教訓を教育行政・教育現場に生かす ・加害者両親が連帯して 200 万円の慰謝料を支払う	
3	1985/8/26 三重県白山町 私立高校	男(高 1) 多田武秀君		有	○		1991/9/ 津地裁	棄却	・学校の過失を否定	
							1991/9/26 名古屋高裁	棄却	・学校の過失を否定 ・自殺の予見可能性を否定	
							1993/2/18 最高裁	棄却	・名古屋高裁判決を支持	
4	1985/9/26 福島県いわき市 市立中学校	男 (中 3) 佐藤清二君	メモ	有	○	○	1990/12/26 福島地裁 いわき支部	一部 認容	・生徒保護者とは判決前に和解 ・いじめと自殺の因果関係認定 ・学校の安全保持義務違反認定 ・自殺の予見可能性不要 ・7 割過失相殺	判時 1372 号 27 頁 判タ 746 号 116 頁
5	1986/2/1 東京都中野区 区立中学校	男(中 2) 鹿川裕史君	有	有	○	○	1991/3/27 東京地裁	一部 認容	・安全義務違反認定 ・自殺の予見可能性否定 ・いじめの存在、自殺との因果関係を否認	判時 1387 号 26 頁 判タ 757 号 98 頁

							1994/5/20 東京高裁	一部 認容	・いじめと自殺の因果関係認定 ・生徒のいじめ認定 ・加害保護者の監督義務違反認定 ・自殺の予見可能性否定	判時 1495 号 42 頁 判タ 847 号 69 頁
6	1986/2/22 大阪府大阪市 市立小学校	男(小 6) 田村勤也君	有	有		○	1990/8/ 大阪地裁	棄却	・いじめを否定 ・自殺の予見性を否定	
7	1988/12/21 富山県富山市 市立中学校	女(中 1) 岩脇寛子さん	有		○		2001/9/5 富山地裁	棄却	・学校の安全保持義務違反否定 ・学校の調査・報告義務違反否定 ・いじめと自殺との因果関係認定 ・自殺の予見性否定	
							2003/12/17 名古屋高裁金沢支部	棄却	・いじめと自殺との因果関係否定 ・一般的な学校の調査報告義務は認定 ・市の調査報告義務違反否定	判報 1776 号 82 頁 判タ 1115 号 196 頁 判自:218 号 33 頁
							2004/6/10 最高裁	棄却	不受理	
8	1989/10/2 岡山県鴨方町 町立中学校	男(中 3) 北村英士君	有	有	○		1994/11/29 岡山地裁 倉敷支部	棄却	・いじめを否定 ・暴行と自殺との因果関係を一部認定 ・自殺の予見性否定	判時 1529 号 125 頁
9	1991/9/1 東京都町田市 市立中学校	女(中 2) 前田晶子さん			○ (作文開示)		1997/8/6 東京地裁	棄却	・作文は生徒の個人情報、公開すれば教師と生徒との信頼関係を損なうとして非開示 ・亡くなった子どもの情報は親の個人情報と同視することができると判示	判時 1613 号 97 頁 判タ 967 号 130 頁
							1999/8/12 東京高裁	棄却	・一審と同様	判時 1692 号 47 頁
9-2					○ (報告義務)		1999/11/12 東京地裁	和解	・深謝（自殺劇・嘘偽報告） ・報告義務違反事実を認める ・町田市らは遺族の将来の事実調査に真摯に対応する ・今後、重大事件においては、親と誠	

									意をもって情報交換し、問題解決のための最大限の努力をする	
10	1992/6/24 島根県益田市 市立中学校	男(中 3) 岡崎一君		有	○		1994/12/8 松江地裁 益田支部	和解	・学校側は一くんが自殺したことは遺憾であると表明する ・原告側は金銭の要求等はすべて放棄	
11	1993/5/6 秋田県鹿角市 市立中学校	男(高 1) 大槻浩一君		有	○		1996/11/22 秋田地裁	棄却	・いじめの存在を否定 ・いたずらやいやがらせの事実は認定。自殺との事実的因果関係固定	判時 1628 号 95 頁 判タ 941 号 147 頁
							高裁	和解		
12	1994/7/15 神奈川県津久井町 町立中学校	男(中 2) 平野洋君		有	○	○	2001/1/15 横浜地裁	一部認容	・「元同級生らによる行為が自殺の原因」と認定 ・生徒らの共同不法行為認定 ・自殺との相当因果関係認定 ・教師の監督義務違反を認定 ・調査報告義務違反は否認 ・原告に４割の過失相殺	判時 1772 号 63 頁 判タ 1084 号 252 頁
							2001/1/31 東京高裁	一部認容	・いじめが自殺の原因と認定 ・「いじめ」という言葉を使用 ・共同不法行為を認定 ・安全配慮義務違反を認定 ・報告義務違反を認定 ・学校側の自殺予見可能性認定 ・生徒らの自殺予見可能性は否定 ・洋君と保護者に７割の過失相殺	判時 1773 号 3 頁 判タ 1084 号 103 頁
13	1995/4/16 福岡県豊前市 市立中学校	男(中 2) 的場大輔君	有	有		○	1999/1/ 福岡地裁 行橋支部	和解	・被告のＥ側が「いじめ」と「自殺」の因果関係を認めて謝罪し、和解金(金額は公表せず)を支払う	
14	1995/8/28 北海道上川支庁 道立高校	男(高 1)	有	有	○	○	2000/1/25 旭川地裁	棄却	・暴行をいじめの一環とは否定 ・いじめの存在を否定 ・自殺の予見可能性否定 ・学校の過失を否定	判地自 213 号 72 頁

15	1995/11/27 新潟県上越市 市立中学校	男(中 1) 伊藤準君	有	有	○		2002/3/29 新潟地裁 高田支部	棄却	・自殺直前の約１月の心理的いじめ認定 ・いじめの予見可能性否定 ・自殺の予見可能性否定 ・学校の責任を否定 ・家庭環境の不備を指摘	
							2003/6/23 東京高裁	和解	・上越市は自殺の事実を深刻に受け止め、遺憾の意を表す ・いじめの早期発見に向けて教育的配慮が必ずしも十分ではなかったことや、いじめを発見できなかったことを反省し、市は「いじめの早期発見、早期対応」に努める ３．損害賠償を放棄 など７項目	
16	1996/1/9 埼玉県行田市 市立中学校	男(中 2) 細井和孝君		有	○		2000/12/25 浦和地裁 熊谷支部	棄却	・自殺の原因となるいじめの存在を否定	
17	1996/1/22 福岡県三潴郡 城島町立中学校	男(中 3) 大沢秀猛君	有	有	○		2001/12/18 福岡地裁	一部 認容	・安全配慮義務違反認定 ・いじめと自殺との因果関係認定 ・自殺の予見可能性否定 ・学校・教委の調査報告義務違反否定 ・本人・両親の過失否定。過失相殺なし	
							2002/8/30 福岡高裁	一部 認容	・いじめと自殺との因果関係認定 ・自殺の予見可能性否定	判時 1800 号 88 頁 判タ 1136 号 126 頁
							2004/11/30 最高裁	上告 棄却	不受理	
18	1996/9/18 鹿児島県知覧町 町立中学校	男(中 3) 村方勝己君	有	有	○	○	2002/1/28 鹿児島地裁	一部 認容	・継続的ないじめの事実、暴行と自殺の因果関係を認定 ・生徒らの予見可能性を認定	判時 1800 号 108 頁 判タ 1139 号 227 頁

									・学校の安全義務違反を認定 ・教師らの自殺予見可能性否定 ・両親に４割の過失相殺	
19	1997/1/7 長野県須坂市 市立中学校	男(中 1) 前島優作君	有		○ (情報公開)		2000/12/21 長野地裁	棄却	・情報公開の範囲は地方自治体が自主的に決めるもので、非開示とした処分に違法性はない ・開示要求のあったすべての資料を「個人が識別される個人情報」と結論 ・市の条例は市民が自己情報を取得する制度ではない。公開にあたってプライバシーの侵害を考慮する規定もない	
19-2					○		2005/6/3 長野地裁	和解	・原告・被告双方が、優作くんへの「いじめ」として「あだな」「悪口」「陰口」などが存在したと認める ・学校側の調査では、優作くんの死に結びつくような「いじめ」の具体的な事実を特定することはできなかった ・市は、いじめ根絶に向け、教育活動や研修活動などを行う ・原告側は、賠償請求を放棄する など	
20	1997/4/13 静岡県駿東郡 学校外	男(高 2)	有	有		○	2001/4/18 静岡地裁 沼津支部	一部認容	・自殺の予見可能性を認定 ・恐喝行為と自殺の相当因果関係を認定 ・保護者の監督義務違反認定 ・保護者の自殺予見可能性否定 ・被害者に過失はないとして、過失相殺なし	
21	1998/7/24 神奈川県横浜市	女(高 1) 小森香澄さん			○	○	2006/3/28 横浜地裁	一部認容	・生徒一人の不法行為を認定 ・いじめと自殺の相当因果関係を否定	判時 1938 号 107 頁

	県立高校								・生徒の自殺の予見可能性を否定 ・学校の注意義務違反を認定 ・教師の自殺予見可能性を否定 ・注意義務違反と自殺の因果関係を否定 ・学校の調査報告義務違反を否定	
							2007/2/19 東京高裁	和解	・生徒 A は言辞により、心ならずも、亡香澄の心を深く傷つけ、亡香澄を精神的に追いつめてしまったことを陳謝する ・当事者双方は、第三者から心ない言動等がされたことに遺憾の意を表明し、本和解の趣旨ないし内容と異なるような一切の言動及び行為をせず、互いの名誉を尊重する ・弔慰金 30 万円を支払う など	
22	1998/8/6 新潟県岩船郡 朝日村立中学校	男(中 2)		有	○		2003/12/18 新潟地裁 新発田支部	一部認容	・学校のいじめ継続の予測可能性を認定 ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・自殺の予見可能性を否定	
23	1998/12/26 福岡県飯塚市 私立高校	男(高 2) 古賀洵作君		有	○	○	2000/10/ 福岡地裁 飯塚支部	和解	・生徒とは、1300 万の支払いと直接謝罪で、和解 ・学校は、生徒指導が十分でなかったことや学校が実施したアンケート開示方法に配慮が足りない点があったと謝罪	
24	1999/11/26 栃木県鹿沼市 市立中学校	男(中 3) 臼井丈人君		有	○	○	2005/9/29 宇都宮地裁	一部認容	・継続的で陰湿ないじめを認定 ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・いじめと自殺との因果関係を否定	

							2007/3/28 東京高裁	一部 認容	・判決前に生徒の保護者と和解 ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・同義務違反と自殺との**事実的因果関係**※は認定したが、相当因果関係は否定 ・うつ病を認定。うつ病り患と自殺の**相当因果関係**※を否定	判時 1963 号 44 頁 判タ 1237 号 195 頁
							2008/9/30 最高裁	上告 棄却		
25	2000/7/26 埼玉県川口市	男(中 1) 大野悟君	メモ		○	○	2005/5/18 さいたま 地裁	棄却	・生徒の行為を悪ふざけとし、いじめの存在を否定 ・生徒の行為と自殺の因果関係を否定	
							2005/ 東京高裁	棄却		
25-2						○ (保護者の手紙)	2002/2/5	和解	・母親の謝罪と慰謝料で和解	
26	2000/10/11 福岡県北九州市 学校外	男(中 3)	有	有		○	2003/9/16 福岡地裁 小倉支部	一部 認容	・恐喝や暴行の慰謝料のみ認定 ・少年たちに自殺の予見可能性を否定 ・恐喝や暴行の不法行為と自殺の因果関係を否定	
27	2000/10/13 千葉県市原市 市立中学校	女(中 3)	有		○	○	2006/12/26 千葉地裁	和解	・市はいじめ問題があったことを認めて謝罪し、再発防止を徹底する ・市と県が各 150 万円、男子生徒５人が計 300 万円を支払う	
28	2002/12/21 京都府京都市 スイミングクラブ	男(中 1) 今井亮太君		有	○	○	2007/1/22 京都地裁	和解	・Ａの両親は故亮太がこれらの行為によって多大な精神的肉体的苦痛を被ったことを認め、深く謝罪し、冥福を祈る ・Ａの両親は解決金を支払う	

									・Ｘ会らは、故亮太の死を厳粛に受け止め冥福を祈る ・Ｘ会らは、再発防止に努める ・見舞金を支払う など	
29	2003/5/5 愛知県名古屋市 市立中学校	女(中 1) 柴田祐美子 さん	有		○		2010/3/30 名古屋地裁	棄却	・学校に報告義務があることを認定 ・学校・教委の調査報告義務に違反を否定	
							2011/11/10 名古屋高裁	棄却	・学校・教委の調査報告義務に違反を否定 ・いじめの存在を否定	
30	2005/9/9 北海道滝川市 市立小学校	女(小 6) 松木友音さん	有		○		2010/3/26 札幌地裁	和解	・滝川市は本件発生後の対応について謝罪する ・北海道は事件発生後の対応について謝罪する ・今後、本件と同種の事件について、真相究明のために、必要に応じて、第三者による調査を行い、また、被害者及びその親族の意見を聴く機会を設ける ・再発防止のため、本件和解の内容を教職員に周知徹底する など	
31	2005/10/11 埼玉県北本市 市立中学校	女(中 1) 中井佑美さん	有		○		2012/7/9 東京地裁	棄却	・生徒らの行為と自殺との因果関係を否定 ・調査報告義務違反を否定 ・国の責任については、「個別の国民の法的利益を直接保護することを目的とする規定は存在しない。」として否定	
							2013/4/25	棄却	・生徒らの行為と自殺との因果関係を	

							東京高裁		否定 ・自殺の原因となるようないじめの存在を否定 ・調査報告義務違反を否定	
							2014/9/25 最高裁	棄却		
32	2005/12/6 長野県小県郡丸子町　県立高校	男(高 1) 高山裕太君	有	有	○	○	2009/3/6 長野地裁	一部認容	・上級生がハンガーで裕太くんの頭をたたいたことに１万円の支払いを命じる ・上級生の他の行為の違法性を否定 ・加害保護者の監督義務違反を否定 ・学校・教委の監督義務違反を否定 【備考】 ※バレー部と顧問が母親を提訴。「平穏な私生活を違法に侵害した」として、母親に対し、顧問ら 23 人に１人あたり 5000 円から５万円、計 34 万円の支払いを命じる ※校長が母親と弁護士を名誉棄損で提訴、母親と弁護士に計 165 万円の支払いと謝罪広告を命じる	
33	2006/7/4 埼玉県越谷市 私立中学校	男(中 3) 杉原賢哉君			○		2008/7/18 さいたま 地裁	一部認容	・学校の欠席確認義務を否定 ・全容解明義務違反について否定 ・調査報告義務違反を認定	
							2009/2/26 東京高裁	一部認容	・一審を支持	
34	2006/8/18 愛知県岩倉市 私立中学校	女(16) 高橋美桜子さん(中１の後遺症)	有		○	○	2011/5/20 名古屋地裁	一部認容	・生徒とは判決前に和解 ・生徒行為の違法性を認定 ・学校の安全配慮義務違反を認定 ・いじめと後遺症による自殺の因果関係を認定	判時 2132 号 62 頁

									・学校の義務違反と解離性同一性障害の罹患自殺との因果関係を認定 ・自殺の予見可能性を認定	
							2011/11/10 名古屋高裁	一部認容	・学校の対応放置と解離性同一性障害の発症との因果関係を認定 ・いじめと自殺との因果関係を否定	
35	2006/10/23 岐阜県瑞浪市 市立中学校	女(中 2)	有			○	2011/11/30 岐阜地裁	棄却	・いじめの存在を否定 ・生徒への無記名のアンケートで、いじめがあったとした学校の対応について、「到底理解することができない」とした。	
							2012/12/19 名古屋高裁	棄却	・いじめの存在を否定	
36	2006/11/22 山形県高畑町 県立高校	女(高 2) 渋谷美穂さん			○		2014/3/11 山形地裁	棄却	・いじめ発見・予防義務を怠った過失を否定 ・自殺の予見可能性を否定 ・行動把握義務違反を否定 ・教職員の飛び降り防止義務を怠った過失を否定 ・営造物の設置及び管理の瑕疵を否定 ・学校側の誹謗中傷を否定	
37	2007/10/9 大阪府茨木市 府立高校	男(高 1)	有		○		2012/5/30 大阪地裁	棄却	・学校の安全配慮義務違反を否定 ・学校の調査報告義務違反を否定	
							大阪高裁	棄却		
38	2009/11/ 高知県高知市	男(中 1)			○		2012/6/12 高知地裁	一部認容	・自殺による死亡という事実を伏せたまま一部生徒に実施した調査を調査報告義務違反と認定	
							2012/12/20 高松高裁	一部認容	・地裁判決を一部取り消し、調査報告義務違反を否定。	

									・教師が両親に対し自殺の理由について配慮を欠いた発言をしたことについては違法性を認定	
39	2010/10/23 群馬県桐生市 市立小学校	女(小 6) 上村明子さん			○		2014/3/14 高崎地裁	一部 認容	・いじめと自殺の事実的因果関係を認定 ・自殺の予見可能性を否定 ・学校側の安全配慮義務違反を認定 ・学校・教委の調査報告義務違反を認定 ・原告側に過失相殺なし	
							東京高裁	和解	① 桐生市は明子さんが自ら命を絶ったことに哀悼の意を表明する。 ② 桐生市は明子さんがいじめを受けていながら、十分な措置を講ずることができなかったことについて謝罪する。 ③ 桐生市はいじめに対する安全配慮義務の不完全履行についての解決金（調査報告義務違反を含まない。）として金 150 万円を支払う。など	
39-2						○	高崎地裁	係争中		
40	2011/9/1 鹿児島県出水市 市立中学校	女(中 2)			○ アンケート		鹿児島地裁	係争中		
41	2011/10/11 滋賀県大津市 市立中学校	男(中 2)			○	○	大津地裁	係争中		
41-2					○ アンケート		2014/1/14 大津地裁	一部 認容	・校長が原告に本件確約書の提出を求めた行為を違法と認定。 ・不開示処分や資料の存在を明らかにしなかったことを個人情報保護条例	

									の適用を誤ったものであり違法と認定。 ・原告の精神的苦痛に対する慰謝料を認定。	
42	2011/11/ 宮崎県新富町 町立中学校	男(中 2)			○		2014/8/6 宮崎地裁	棄却	・学校側は原因を調査し保護者に報告する義務はあるとした上で、具体的な方法や程度は場合によって異なり、この事例では学校側が義務を尽くしたと判断。 ・アンケートでいじめを否定する回答があったことや、不登校から 1 年後に自殺していることから、自殺との因果関係を認定するのも難しいと指摘。	
								係争中		
43	2012/9/2 兵庫県川西市 県立高校	男(高 2)			○	○	神戸地裁	係争中		
44	2012/9/26 東京都品川区 区立中学校	男（中 1）			○ 校長 担任	○	東京地裁	係争中		

※事実的因果関係と相当因果関係

不法行為として損害賠償が認められるためには、加害者の行為と損害発生との間に因果関係(事実的因果関係)が認められなければならい。しかし、この因果関係を単なる条件関係ととらえると、行為者は際限もない責任を負わされることになってしまうため、現在では、相当因果関係の範囲に限定している。

相当因果関係とは、経験的知識に照らして、通常発生すべき結果に対して、すなわち、行為の時に認識していた、また認識可能であった結果にたいしてのみ法的因果関係ありとするもの。

「学校教育裁判と教育法」/市川須美子/2007 年 7 月 20 日三省堂」参照